

社会福祉法人中央共同募金会事務局規程

昭和40年2月27日	制定
昭和45年5月28日	一部改正
昭和58年2月28日	一部改正
平成2年2月28日	一部改正
平成3年2月27日	一部改正
平成4年5月27日	一部改正
平成6年2月28日	一部改正
平成24年5月29日	一部改正
平成29年2月24日	一部改正

(趣 旨)

第1条 この規程は、定款第25条に定める事務局運営に関する規程である。

(機 構)

第2条 事務局に次の各部を置く。

総 務 部
運動推進部
基金事業部

(事務分掌)

第3条 各部の事務は、次によって分掌する。

総 務 部

- (1) 定款および諸規程に関すること
- (2) 理事会・監事会および評議員会に関すること
- (3) 評議員選任・解任委員会に関すること
- (4) 人事に関すること
- (5) 財産の管理ならびに会の経理に関すること
- (6) 奉仕者事故見舞金制度の運営に関すること
- (7) 全国社会福祉協議会等との連絡に関すること
- (8) 各部間の連絡調整に関すること
- (9) その他各部の所管に属さないこと

運動推進部

- (1) 共同募金運動の全国的企画に関すること
- (2) 共同募金運動における広報活動の実施に関すること
- (3) 共同募金運動についての報道ならびに福祉教育に関すること
- (4) 都道府県共同募金会の連絡調整および援助に関すること
- (5) 共同募金運動の資料の収集、提供および調査研究に関すること
- (6) 二都道府県以上にまたがる寄付金等の受入れおよび助成に関すること
- (7) 受配者指定寄付金の審査に関すること
- (8) 特別資金に関すること

基金事業部

- (1) 赤い羽根福祉基金の運営に関すること
- (2) 災害支援基金の運営に関すること

- (3) 東日本大震災の震災遺児支援に関する事
- (4) 公益信託制度の運営に関する事
- (5) 全国的な寄付金等の募集及び助成並びに運営に関する事
- (6) 所管事業に関する普及啓発及び広報に関する事

- 2 各部相互間の関連事項については、相互に協同してその実施にあたる。
- 3 部に必要に応じて「室」を置くことができる。

(職員)

第4条 事務局に次の職員を置く。

(1) 職員

イ 事務局長は1名とし、常務理事の命を受けて事務を総括する。

ロ 事務局次長は1名とし、事務局長を補佐し、事務局長事故あるときはその職務を代理する。

ハ 部長は3名とし、事務局長の命を受けてその部の分掌事務を管掌する。

ニ 主査は若干名とし、上司の命を受けて事務を分掌する。

ホ 主事は若干名とし、上司の命を受けて事務に従事する

(2) 部に副部長を置くことができる。

(3) 事務運営上必要と認める場合は、参与及び事務嘱託を置くことができる。

- 2 事務局に特定業務につき企画、調査並びにその遂行をする職員として主幹を置くことができることとし、事務局長の命を受けてその業務を遂行する。

附 則

- 1 この規程は、昭和40年4月1日から施行する。
- 2 処務規程は、本規程の施行のときより廃止する。

附 則

- 1 この改正規程は、昭和45年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正規程は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正規程は、平成3年4月1日から施行する

附 則

- 1 この改正規程は、平成4年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成6年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。